

第6章 その他の基準

第1 消防用設備等工事計画書に関する基準について

条例第54条の2の規定に基づく消防用設備等工事計画届（以下「工事計画届」という。）に関する基準については、次によること。

1 工事計画届の省略

工事計画届を要する消防用設備等に係る工事のうち、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日消防予第192号。以下「第192号通知」という。）別紙1に定める増設、移設又は取替え工事の区分ごとに、第1-1表に掲げる軽微な工事の範囲のものについては、工事計画届を要しないことができること。

軽微な工事の範囲

設 備	増 設	移 設	取 替 え
漏電火災警報器	該当なし	変流器 (同一警戒電路内のもの)	すべての構成部品 (型式に変更がないもの)
非常警報設備 (非常ベル、自動式サイレン)	音響装置、起動装置、表示灯それぞれ5個以下 (非常電源別置型は除く)	音響装置、起動装置、表示灯それぞれ5個以下 (音響装置の包含範囲に支障がないもの)	既設と同種類のもの
非常警報設備 (放送設備)	スピーカー5個以下 (非常電源、増幅器に影響がないもの)	スピーカー5個以下 (放送区域に変更がないもの)	既設と同種類のもの
避難器具	該当なし	本体又は取付金具 (同一階で、施工方法に変更がないもの)	本体又は取付金具 (同一階で、施工方法に変更がないもの) 標識
誘導灯	5個以下 (非常電源別置型は除く)	5個以下 (他の誘導灯に影響がないもの)	既設と同等性能以上のもの
排煙設備	該当なし	手動起動装置	すべての構成部品 (防煙区画の変更がないもの又は非常電源に影響がないもの)
連結散水設備	該当なし	一の送水区域内でのヘッド5個以下 (送水区域に変更がないもの)	すべての構成部品 (送水区域の変更がないもの又は非常電源に影響がないもの)
連結送水管	該当なし	該当なし	すべての構成部品 (設計送水圧力に変更がないもの)
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	すべての構成部品 (非常電源に影響がないもの)

【第1-1表】

2 消防用設備等の検査等

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等設置届及び検査については、第192号通知を準用すること。